



◆◇◆ 新宿ビズタウンメール 2021年 3月 22日号



発行：新宿区文化観光産業部産業振興課

目次

<1> 産業振興課インフォメーション

- ・新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援について
- ・新型コロナウイルス対応支援一覧
 - 【融資制度編】
 - 【補助金・給付金・その他支援編】
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援事業
 - (1) 新宿区専門家活用支援事業
 - (2) おもてなし店舗支援事業補助金

<2> 国、東京都の新型コロナウイルス感染症関連情報

- ・ 経済産業省 中小法人・個人事業者のための一時支援金
- ・ 経済産業省 テレワークに関する各府省庁等施策
- ・ 経済産業省 事業再構築補助金
- ・ 経済産業省の支援策
- ・ 東京都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金
 - (2月7日までの実施分の申請締切は3月25日です)
 - 3月8日～3月31日実施分は別途申請を受け付け予定。
- ・ 東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

<1> 産業振興課インフォメーション

■新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援について

今般の新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動に影響を受けるまたは、

その恐れがある中小企業者への支援情報については、随時こちらでご案内していきます。

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00005.html

■新宿区、東京都、国等が行う中小企業・個人事業主向けの新型コロナウイルス対応支援施策について、それぞれの状況にあった支援が受けられるよう、ケース別支援策一覧を作成しました。是非ご活用ください。(令和3年3月11日時点)

・新型コロナウイルス対応支援一覧

【融資制度編】詳細はこちら↓

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000307160.pdf>

【補助金・給付金・その他支援編】詳細はこちら↓

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000307161.pdf>

■新型コロナウイルス感染症対策支援

(1) 新宿区専門家活用支援事業

販促計画等の策定のための相談料、補助金・給付金申請にあたって専門家の支援を受けた際の費用を補助します。

※対象期間 令和3年3月31日(水)

申請期限 令和3年3月31日(水)

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_000001_00025.html

(2) おもてなし店舗支援事業補助金

店舗での感染症拡大防止対策を実施したり、新たに宅配・テイクアウトに取り組む場合、費用を助成します。

※申請期限 令和3年3月31日(水)

詳細はこちら↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002209.html

<重要なお知らせ>

「専門家活用支援事業」・「おもてなし店舗支援事業補助金」

ともに令和3年度も一部内容を拡充し実施します。

令和2年度に本制度を利用した方も、新たな取り組みでの申請が可能です。
詳細が決定し次第、上記、新宿区のホームページでお知らせします。

<2> 国、東京都の新型コロナウイルス感染症関連情報

■ 経済産業省 中小法人・個人事業者のための一時支援金

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付いたします。
(上限額：中小法人60万円、個人事業者等30万円)

詳細はこちら↓

<https://ichijishienkin.go.jp/>

[問合せ先]

一時支援金事業 コールセンター

TEL：0120-211-240

TEL：03-6629-0479（IP電話等からのお問合せ先）※通話料がかかります

■ 経済産業省 テレワークに関する各府省庁等施策

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとした生活様式の変更による東京一極集中から地方分散への動きをスムーズに促すため、テレワークに関連して各府省庁等で展開されている支援施策の最新情報について、対応するキーワードごとにまとめて掲載しましたので、効率的な情報収集に御活用ください。

詳細はこちら↓

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/telework_chihoiten/index.html

[問合せ先]

経済産業省 関東経済産業局 デジタル経済課

TEL：048-600-0284

■経済産業省における新型コロナウイルス感染症関連の支援策

詳細はこちら↓

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

■東京都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令され、営業時間短縮が強化されることに伴い、都の要請に応じた中小の飲食事業者等への協力金を支給いたします。

・1月8日～2月7日実施分、1月12日～2月7日実施分、1月22日～2月7日実施分
申請受付期間 令和3年2月22日(月)～3月25日(木)

詳細はこちら↓

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/jan/index.html>

緊急事態宣言延長に伴う営業時間短縮要請に係る協力金

・2月8日～3月7日実施分

申請受付期間 令和3年3月26日(金)～4月26日(月)

詳細はこちら↓

<https://jitan.metro.tokyo.lg.jp/feb/index.html>

3月8日から3月31日実施分は別途申請を受け付ける予定です。

ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

[問合せ先]

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

TEL：03-5388-0567（9時から19時まで毎日）

■東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの企業や都民のみなさんが利用できる、東京都および国の支援情報を探ることができるサイトです。

詳細はこちら↓

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

その他新宿区、国や東京都を始めとする各支援機関が行っている代表的な制度をまとめた「新宿区中小企業支援ガイド（平成30年12月発行）」もご活用ください。

ガイドはこちら↓

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000252968.pdf>

このメールマガジンに掲載されている情報については、内容が変更されたり終了している場合もありますので、必ず詳細を直接主催者にご確認ください。

本メールマガジンの配信解除は下記アドレスからお手続きください。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002144.html

このメールには返信できません。

不明な点等ございましたら、下記問合せ先までお尋ねください。



新宿区文化観光産業部産業振興課

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4階

電話番号：03-3344-0701

FAX 番号：03-3344-0221

インターネットによるお問合せ：

https://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/261100shoko_00001.html
